

5 保育士等としての実務経験を利用して免許状を取得する方法

※ 保育士の登録をしている者について、保育士等の勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の授与を受けるために、修得することが必要な単位数を軽減するという特例。

この規定は、保育教諭導入に当たっての特例規定であり、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」の施行の日から10年を経過する日まで（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）の間、適用される。

基礎資格及び所要単位		幼	附則第18項	
基礎資格	幼稚園教諭2種免許状	保育士資格を有していること。		
	幼稚園教諭1種免許状	学士の学位を有し、保育士資格を有していること。		
経験年数	幼稚園教諭2種免許状	基礎資格取得後 、幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員、または児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、平成18年法律第77号第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第5項の規定による公示がされた施設における保育士として良好な成績で勤務した 最低在職年数が3年以上（勤務時間の合計が、4,320時間以上の場合に限る。）		
	幼稚園教諭1種免許状			
所要単位の 注1	科 目		最低修得単位数 (1・2種共通)	注1 所要の単位は、幼稚園教諭免許状の認定課程のある大学または附則第18項適用者を対象とした公開講座・認定講習等で修得する。 注2 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）と教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は各科目を必ず修得する。 注3 「保育内容の指導法」の単位は、5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）の中から選択して修得する。 注4 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）は、「日本国憲法」の内容を含めて習得する。
	教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	2	
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 注2 注3		
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 注2			
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 注4		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	
幼児理解の理論及び方法				
合計単位数		8		